

事 務 連 絡
平成31年1月31日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等
の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発0131第2号
平成31年1月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等
の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、平成31年2月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成30年3月5日保医発0305第10号）の一部改正について

別添2 「特定保険医療材料の定義について」（平成30年3月5日保医発0305第13号）の一部改正について

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(平成30年3月5日保医発0305第10号)の一部改正について

1 Iの3の075(1)を次のように改める。

高分子ポリエチレン製又はポリエステル製のケーブルは、固定用金属線として算定する。ただし、ポリエステル製のケーブルについては、脊椎の固定に使用した場合に限り算定する。

「特定保険医療材料の定義について」
(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの025(1)③中「内套針及び外套」を「内套針及び外套又は内套及び外套針」に改める。
- 2 別表のⅡの025(3)②ウ中「内套針」を「内套針又は外套針」に改める。
- 3 別表のⅡの078(1)①中「又は「吸収性骨再生用材料」」を「、「吸収性骨再生用材料」又は「ヒト脱灰骨基質使用吸収性骨再生用材料」」に改める。
- 4 別表のⅡの078(3)⑦中「次のいずれにも該当すること。」を「次のいずれにも該当すること。(なお、ヒト同種骨組織由来の材料については、オについても該当すること。)」に改める。
- 5 別表のⅡの078(3)⑦イ中「又は円柱状等の単純形状」を「、円柱状、ブロック状又はペースト状等の形状」に改める。
- 6 別表のⅡの078(3)⑦に次を加える。
オ ヒト脱灰骨基質及びグリセロールから構成されていること。